

残業時間対策は緊急課題！2018年度不払残業代是正結果より



●不払い残業代を11万人が受領

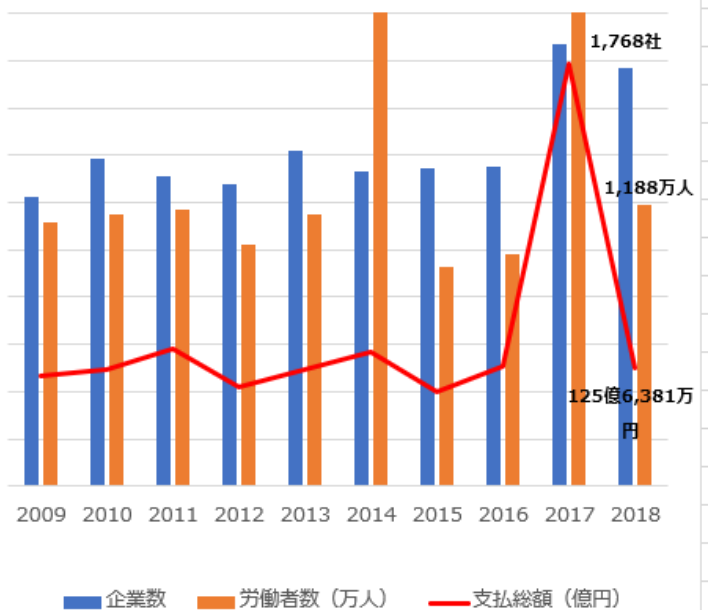
厚生労働省によると、2018年4月から2019年3月までの1年間に、労働基準監督署の指導等で不払残業代を100万円以上支払った企業は、全国で1,768社。前年度より102社減ったものの、2016年度までは毎年1,400社前後で推移しており、引き続き高水準といえそうです。

支払総額は125億円強で、異常に高額だった前年度446億円と比べると、例年並みに落ち着いた模様。



ちなみに支払われた残業代は1人平均11万円でした。

100万円以上の割増賃金の遡及支払状況



●情報源は労働者情報とインターネット

◆管理者がタイムカードを打刻！？（小売業）

残業している労働者がいるにもかかわらず、管理者が終業時間に全員分のタイムカードを打刻しているという労働者からの情報をもとに立入調査実施。

会社は入退館記録などを基に、不払残業代を支払っています。

- 他人が打刻できないよう生体認証による勤怠システムを導入
- 労働時間の管理についてのガイドラインを作成し、全労働者に配布周知

◆残業代は月10時間まで（金融業）

残業代が月10時間までしか支払われなという労働者からの情報を基に、立入調査実施。

手書きの労働時間管理表では残業時間が最大10時間でしたが、パソコンの叩きや金庫の開閉時間から残業時間を調査し、不払残業代を支払っています。

- 労働時間の適正管理のため、ICカードの客観的な記録による管理へ見直し
- 退社打刻後に勤務していないかどうか、本店による抜き打ち監査を定期的に実施へ

◆インターネット上の求人情報等の監視情報からも…

厚生労働省は、2015年度からインターネット上の賃金不払残業などの書き込み等の情報を監視、労基署はこういった情報から立入検査等を行うこともあります。社員がSNSで“今日も残業”とつぶやいたり、口コミサイトで“残業が多い”などとコメントすれば、立入検査がきてしまうかも…！？

●ブラック企業は社名公表も！

企業数、支払対象者数、支払額いずれも、**製造業、商業、保険衛生業**が7-13に7-13！

2019年から違法な長時間労働や過労死等が発生したブラック企業名の公表は厳しくなっています。複数の事業場があり社会的影響力の大きい企業で、1事業場で10人以上（または4分の1以上の労働者）が1ヵ月当たり80時間を超える残業や休日出勤をしている場合などは、都道府県の労働局長、または労働基準監督署長名で経営幹部の呼び出しがあり、局長指導があれば会社名が公表されます。



●働き方改革待ったなし！

労働時間も残業も減らす方向で、労働時間法制は大きく見直されました。企業の規模にかかわらず、短時間労働で効率的に運営できる体制への転換が求められています。

ITもうまく活用しながら、現人材をより効率的に活用し、かつ求人にも効果的な制度へ見直したいものです。

残業時間の上限規制（月45時間、年360時間上限）	中小企業は2020年4月以降自動車運転業務、建設事業、医師等は猶予対象
月60時間超の残業割増率を50%へ	大企業では実施済み、中小企業は2023年4月から義務
労働時間の把握義務	裁量労働制労働者や管理監督者の労働時間管理も義務に！
年5日間の年次有休休暇取得義務付け	年10日付与のうち5日の有休取得を企業に義務付け
勤務間インターバル制度の導入促進	勤務終了から翌日出社までの休息時間を確保する。
フレックスタイム制の拡充	介護、育児中も働きやすく、かつ割増賃金を抑える効果も。